

# 和歌山県庶務事務システムに係る調査設計業務

## 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県（以下「県」とする。）が実施する「和歌山県庶務事務システムに係る調査設計業務」の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

### 1 概要

#### （1）委託業務名

和歌山県庶務事務システムに係る調査設計業務

#### （2）契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)

#### （3）業務の内容

別紙仕様書のとおり

#### （4）契約書

委託先として選定した事業者に対して別途作成する。

#### （5）委託上限額

35,990,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 委託業者の選定

#### （1）選定方法

上記委託業務に係る企画提案書とプレゼンテーションにより契約候補者を選定する。

#### （2）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

なお、業務を共同して行うことの目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その構成員のすべてが次に掲げるすべての要件を満たすこと。

また、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。コンソーシアムの場合において、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。

カ 国税（消費税及び地方消費税）及び和歌山県税について滞納がないこと。

### 3 スケジュール

項目	日 程
公告開始	令和8年2月 4日(水)から
仕様書等に関する質問受付	令和8年2月 13日(金)まで(17時必着)
質問への回答	令和8年2月 24日(火)まで
参加表明書提出受付	令和8年2月 25日(水)まで(17時必着)
企画提案書等提出受付	令和8年3月 9日(月)まで(17時必着)
選定委員会	令和8年3月 23日(月)(予定) 詳細については、参加者に別途通知します。
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降に速やかに行います。

### 4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

#### (1) 提出期限

令和8年2月13日(金)17時00分まで

#### (2) 提出先

本要領11に示すとおり

#### (3) 提出方法

電子メールにより上記の提出期限必着にて提出すること。

#### (4) 回答

質問に対する回答は、令和8年2月24日(火)までに県のホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、県担当者の口頭による回答のみとすることができる。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

### 5 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書（様式2）を期限までに提出すること。コンソーシアムでの参加の場合は（様式2-2）を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和8年2月25日(水)17時00分まで

#### (2) 提出先

本要領11に示すとおり

#### (3) 提出方法

電子メールにより上記の提出期限必着にて提出すること。

#### (4) その他

参加表明後に、応募を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。提出方法及び提出先は参加表明書と同様とする。

## 6 企画提案書等の提出

(1) プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、コンソーシアムによる申請の場合は、～の書類について、構成員ごとに作成し、代表者が取りまとめて提出すること。ただし、企画提案書等の提出日において、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、～の書類の提出を省略することができる。

提案申請書（様式4）1部

企画提案書（任意様式）7部

見積書（任意様式）7部

業務実績調書（様式5）7部

提案者の概要書（様式6）1部

なお、コンソーシアムによる申請の場合、「提案者の概要書・コンソーシアム構成員表（様式6-2）」を提出すること。

誓約書（様式7）1部

役員等に関する調書（様式8）1部

なお、県外の事業者で、代理人を設定する場合は、「代理人届兼委任状（様式8-2）」を提出すること。

法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれに相当する書類（直前の事業年度の決算書類（1箇年分））、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直前の事業年の決算書類（1箇年分））1部

法人にあっては法人登記事項証明書1部

消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1部

和歌山県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

なお、和歌山県内に本社や支社等がない場合は和歌山県税の納税義務がないことの申出書（様式9）を提出すること。1部

コンソーシアムによる申請の場合、構成員全員が締結した協定書の写し 1部

### （2）提出期限

令和8年3月9日（月）まで

### （3）提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあっては17時00分まで）

### （4）提出場所

本要領11に示すとおり。

### （5）提出方法

持参又は郵送（FAX不可）により上記の期限必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、県へ電話連絡し受領確認を行うこと。

ただし、～は電子メールでも提出すること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

## 7 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判、横書き、左綴じ、オールカラーで作成すること。
- (2) 提案内容は、別紙審査基準に基づいて作成すること。
- (3) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。見積金額は1(5)の委託上限額を超えないこと。
- (4) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (5) 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。
- (6) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
  - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - イ 本要領に違反すると認められる場合
- (7) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

## 8 審査に係る事項

### (1) 審査方法

審査は、別に定める委員により組織された選定委員会において、提案書によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

ただし、応募多数となった場合、県が本要領に基づく第一次審査（書類審査）を行い、二次審査と同様の評価及び採点を事務局が行う。その場合は、原則として一次審査の上位5者程度を選考する。電子メールにより一次審査の有無及び審査結果等は別途通知する。なお、一次審査における評価点数は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

### (2) 選定委員会（第二次審査）

ア 開催日時：令和8年3月23日（月）（予定）

詳細は提案者に別途通知

イ 開催場所：開催場所については、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

ウ 企画提案の所要時間：各参加者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）

#### エ 注意事項

- ・選定委員会への参加人数は、1提案者当たり3名までとし、別紙仕様書に定める業務責任者は必ず参加すること。
- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

### (3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、別紙審査基準に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

### (4) 契約候補者の選定

各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を契約候補者として選定する。また、評価点が同

点の場合は、各審査員の協議により決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各審査員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査会議の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県総務事務集中課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

## 9 契約

(1) 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、県との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

(3) 契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合は、当該プロポーザルは無効とする。また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。また、これらの場合、本県は責を負わない。

## 10 その他留意事項

本業務の受託者及びその関連事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）は、今後、本業務の結果を基に進めていく、データ連携基盤の開発等に関する業務の入札に参加できないものとする。

## 1.1 関係書類提出場所（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

担当：東（ひがし）

電話：073-441-2154（直通）

Mail : e1202001@pref.wakayama.lg.jp